

**令和5年度第2回  
墨田区障害者施策推進協議会 議事要旨**

日 時 令和5年11月15日（水） 午前10:00～11:30

場 所 区役所12階 122会議室

1. 開 会

2. 議 題

墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】の策定に係る  
中間報告について

3. 閉 会

【資 料】

<当日配布分>

- ・ 次第
- ・ 資料1 「墨田区障害福祉総合計画」中間まとめ（概要版）
- ・ 事前質問回答表

<事前送付分>

- ・ 資料2 「墨田区障害福祉総合計画」中間まとめ

## ●墨田区障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

氏名		所属	出欠
庄司 道子		墨田区障害者団体連合会	出席
三宅 裕		墨田区障害者団体連合会	〃
浅岡 ミサ子		墨田区障害者団体連合会	〃
荘司 康男		墨田区障害者団体連合会	〃
菊池 昌子		墨田区障害者団体連合会	欠席
三浦 八重子		墨田区障害者団体連合会	出席
八代 純子		墨田区知的障害者相談員	〃
小久保 明		墨田区身体障害者相談員	〃
鎌形 由美子	会長	墨田区社会福祉協議会	〃
伊藤 正廣		墨田区民生委員・児童委員協議会	〃
塩塚 靖基		障害福祉サービス事業者	〃
加藤 ひろき		墨田区議会議員	〃
小林 しょう		墨田区議会議員	〃
加納 進		墨田区議会議員	〃
遠藤 ミホ		墨田区議会議員	〃
井上 ノエミ		墨田区議会議員	〃
甲斐 まりこ		墨田区議会議員	〃
朝日 滋也		東京都立墨田特別支援学校長	〃
松井 隆		特別支援学級設置中学校代表(本所中学校長)	〃
小野寺 信明		墨田公共職業安定所 雇用開発部長	欠席
杉下 由行		墨田区保健所長	出席

<事務局出席者> 福祉保健部長、障害者福祉課長、保健予防課長、厚生課長、学務課長、  
各担当係長及び主査

## 1. 開 会

障害者福祉課長あいさつ

事務局より資料の確認、会議の概要説明、会議の公開および傍聴の確認

## 2. 議 題

墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】の策定に係る中間報告について「資料1『墨田区障害福祉総合計画』中間まとめ（概要版）」および資料2「『墨田区障害者総合福祉計画』中間まとめ」に沿って事務局より説明

質疑応答

### ●事務局

事前に頂いた質問について回答します。

#### 御質問①

就労について、視覚障害者は現在就労において後退期に入っている。視覚障害者の専業であった『あんまマッサージ業』が職業選択の自由という事で健常者が多数入って来て、視覚障害者が就労できなくなり自立生活が困難になっている。

#### 事務局回答

すみだ障害者就労支援総合センターでは、現在7名の就労している視覚障害者の方の就労生活支援を行っており、うち6名が一般就労で事務補助等様々な職種に就いています。また、今年度は盲学校高等部に就労移行の支援員が出向いて、アウトリーチによる就労アセスメントを行いました。専門的な支援が必要な方については、引き続き「社会福祉法人日本視覚障害者職能開発センター」「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」等関係機関と連携しながら、視覚障害者の就労を支援していきます。なお、令和5年度から雇用支援機構との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施予定としており、職場等における介助や通勤の支援を実施していきます。

#### 御質問②

「社会生活について、現在、社会生活がデジタル化してパソコン、スマホ等が日常化され、視覚障害者が生活がしにくくなっている。特にスーパー等で買い物した時に、レジが自動化されて画面上の操作が困難になっている。

#### 事務局回答

デジタル化により、社会生活が便利になる一方で、視覚障害者にとって画面上の操作が困

難になっている等、不便な状況も生じています。区では障害のある方もない方も、ともに暮らしていける社会の実現に向けて、様々な機会をとらえて、合理的配慮に対する理解が進むよう普及啓発に努めていきます。

### **御質問③**

選挙方法について、11月5日の東京新聞のWebに、神奈川県厚木市が市議会議員選挙において画期的な方法を導入して、視覚障害者が自分で候補者名を書いて投票出来たという記事がありました。墨田区でも同様の方法を導入していただきたいと思いますが、選挙管理委員会の見解を伺う。また、障害者の方の投票に関して何か特別な対策を行っていることがあれば教えてください。

### **事務局回答**

選挙に関心があっても、代理投票に抵抗や不安があり、投票所に行きづらいと感じている選挙人もいると思われます。そのことから、選挙管理委員会としてもこの取組みには関心があり、今後検討をしていきたいと思えます。また、障害者の方より投票しやすい環境づくりを行うため、投票所スロープの設置、車いす用記載台及び照明ランプの設置をしています。また、視覚紹介のある方への対応として点字器・拡大鏡の配置や音声版選挙のお知らせの配布、聴覚障害のある方への対応としてコミュニケーションボードの配置や耳マークの掲示、重度の身体障害者で歩行が困難な方への対応として郵便投票を行っています。

### **御質問④**

視覚障害者の方向けの機器について、11月1日から3日まで、すみだ産業会館でサイトワールドという視覚障害者向けの総合イベントが開催されました。墨田区も後援していますので、私も行きましたが、視覚障害者のために便利な機器がたくさん展示されていました。例えば、視覚障害者の方の歩行支援アプリもありました。墨田区の関係者で行かれた方もいると思えます。私もパンフレットはたくさんもらってきました。墨田区でも今回展示されていた最新の機器を、視覚障害の方のために是非導入してもらいたいと思えます。ご見解を伺います。

### **事務局回答**

日常生活上の便宜を図るための用具の給付は、厚生労働大臣が定める要件や用途等を満たしたものが対象となります。現在は、音声ガイド付きレコーダー、音声・触読時計、拡大読書器等を給付しています。最新の器具につきましては、厚生労働省が定める要件等を踏まえて、検討していきます。

### 御質問⑤

P.5 1-2 障害児の幼児教育・保育の充実について

事業名4及び5 障害児の保育園等受入れ支援、インクルーシブ保育の推進

(1)手帳取得済みなど明らかに障害があると認識される幼児以外にも発達に課題があるのではないかと疑われる幼児に対し保育士の加配を行っている私立保育園から、加配の是非の判断が年度の後半になる、加配が認められればまだ良いが加配の必要なしと判断された場合、加配保育士の人件費は保育園側の負担となる。

ア 心理士の面接により判断するとのことだが、何回面接し、トータルで何時間程度幼児の様子を見ているのか？

イ 長年にわたり幼児の保育に従事している保育士の知見を参考にしているのか？また保育士と当該幼児について意見交換をしているのか？

(2)4の事業内容の文章のなかの、「集団保育が困難な医療的ケア児を自宅で保育する居宅訪問型保育を行い、保育園等における受入れの充実を図ります。」の部分は、「居宅訪問型保育を行うとともに保育園等における」または「居宅訪問型保育を行うほか保育園等における」という表現の方がよいのではないかと？

### 事務局回答

(1)ア 児童の状況に基づく対応となっているが、おおよそ年間7～8回程度、多い場合は毎月面接を行っており、時間合計としても、50時間～60時間をかけて園児の状況を見ている。

イ 心理相談員(臨床心理士など)が巡回する際には、元公立保育園園長経験者(保育士歴40～45年)が複数名で同行し、当該園児について、心理士との意見交換を行っている。また、現場の担任や園長などから日頃の様子を確認すると共に、それまでの記録なども参考にしている。

(2)「また、集団保育が困難な医療的ケア児を自宅で保育する居宅訪問型保育を行うとともに、保育園等における受け入れの充実を図ります。」へ変更を考えております。

### 御質問⑥

P.6 1-3 特別支援教育の推進 / 事業名13 特別支援教育に関する体制整備について

事業内容の中の高機能自閉症等はアスペルガー症候群も含め自閉スペクトラム症(ASD)に統合されたと認識している。表現を変更するべきではないかと。

### 事務局回答

障害種に係る定義・概念は、学術上、法令上、実務上の3つの態様により、差異が認められるため、これを整理する必要があります。「墨田区障害者福祉計画」は、行政計画であることから、基

本的に法令上の定義・概念に則った記述を行う、すなわち学校教育法等において為される区分に拠ることが適切と考えます。資料中の用語「高機能自閉症等」は、「自閉症・情緒障害等」と訂正することとします。「等」は、本区の現在の特別支援教育の領域では、「知的障害」や「難聴言語障害」を指します。

#### 御質問⑦

P.19 障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業 / 日常生活用具等の給付・貸与について  
近年、在宅療養等支援用具として、停電時に活用できる発電機や蓄電器などの非常電源を品目に加える自治体が増えているが、墨田区はどうか？品目に加えていないとしたらその理由も説明してほしい。

#### 事務局回答

日常生活用具の給付・貸与は、在宅での日常生活を容易にするため、入浴補助用具、たん吸引器、スチーム用器具等を給付するものです。発電機を日常生活用具に加える自治体があることは認識していますが、使用目的は災害時を想定したものであり、本区では、在宅での日常生活を容易にするという趣旨には合致しないと考えています。今年度以降、要配慮者の個別避難計画を作成していく中で現状を把握し、防災部門と連携しながら必要な対応を検討していきます。

#### 御質問⑧

P.20 4-3 住み慣れた地域での暮らしの支援/事業名71 居住系施設の研究・検討について  
居住系施設とはグループホームか入所施設と思われるが、グループホームについては別な項目で触れているので入所施設を奏令していると思われるがいかがか。入所施設もしくは障害者支援施設という表現にするべきではないか

#### 事務局回答

国の基本指針では、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、入所等から地域生活への移行を進めるとして、令和八年度末において、令和四年度末時点の施設入所者数の五パーセント以上を削減することを基本としています。都の障害者計画でも、地域生活への移行を積極的に支援するとし、都内の未設置地域において新規に設置する入所施設については、利用期間が3年間～5年間程度の「地域生活支援型入所施設」とすることが事業所の指定を受ける条件となっています。このため、障害のある人の介護者が不在となった後も、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、入所施設だけでなく、利用期間に制限のないグループホームも併せて、あり方について研究・検討をしていく必要があります。

また、事業名「69 グループホームの整備・支援体制強化支援」は、重度障害者を対象とするグループホームの整備に関する事業であり、事業名「71 居住系施設の研究・検討」は軽度、中度の障害者を対象とするグループホームや入所施設を含めて、居住系施設について研究・検討す

る内容となっています。

#### 御質問⑨

P.5、P47 医療的ケア児に関するコーディネートについて

「医療的ケア児に関する協議会及び医療的ケア児に関する区内連携会議を継続的に開催し」とある。外部有識者や医療的ケア児を支援している法人、障害団体等で構成する組織を令和元年に発足したと令和3年度の区民福祉委員会で報告いただいたが、委員の構成や議事録はホームページを見ても出てこない。他区は委員名簿、議事録を公開しているが、墨田区は公開しているのか。

#### 事務局回答

原則として、区の附属機関に該当する会議の場合、議事録の公開が義務付けられておりますが、当該協議会は附属機関ではないため議事録の公開をしておりませんでした。令和6年度から自立支援協議会に関する障害者総合支援法が改正され、スキームを改善する必要があります。「医療的ケア児に関する協議会」についても専門部会の設置、運営等を含めて検討していきます。

#### 御質問⑩

25 ページ、87 ページに『基幹相談支援センターの設置』について、本区において令和6年度から同センターができることは大変素晴らしいことであり、本校の児童・生徒の卒業後の地域生活や就労が充実することが期待されます。本区に設置される基幹相談支援センターの具体的な機能やイメージについて、(1)協議会の中でご説明をお願いできれば幸いです。資料等の配布でも構いません。」

#### 事務局回答

主に地域の相談支援事業所をサポートするほか、墨田区内の関係機関と協力しながら、障害のある人の暮らしを支援します。具体的な機能やイメージについては概要版の7ページをご参照ください。

#### 御質問⑪

今後、本校の保護者や卒業生等にも周知し、活用できることを伝えていきたいと考えます。区民の皆様により積極的なご紹介を期待しております。本校といたしましても、基幹相談支援センターの事業が充実されるよう、できる限りの連携、協力をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### 事務局回答

個別の対人支援につきましては、従前どおり、身体障害・知的障害は障害福祉課、精神障害は保健センターが対応します。また、どこに相談したらよいかわからない場合は、基幹相談支援センターにご相談ください。

●会長

今の報告についてご意見、また、質問がありましたらお願いいたします。

●委員①

はじめに、資料の5ページの「4 障害児の保育園等受入れ支援」とありますが、保育士について、保育園は年度により障害児の人数が異なってくると思います。非常勤の保育士という仕事は知見や経験も必要な職でもありますが、障害児の人数が増えたときに職員の確保は確実にされるのか教えていただきたいです。

また、14ページの「45 障害者による公園清掃の実施」とありますが、現在、委託先は1団体となっております。地域緑化推進事業を含めて、委託先を増やしていく予定はないのか教えてください。

●事務局

1点目の保育園における職員の配置は、本日担当者が不在ですので、後日回答致します。

2点目の14ページの「45 障害者による公園清掃の実施」は、委託先が1団体ということとはございません。いくつかの団体に委託しておりますが、現状、身体障害の方につきましては、なかなか公園清掃は難しいという事情がありますので、知的障害もしくは精神障害をお持ちの方が通う施設がメインになって仕事を行っていただいております。今後増やしていくことについても、道路公園部と協議しています。現状を共有し、来年度も協議をしながら予算確保を検討していきます。

●委員②

先ほどの事前質問の回答の中の入所施設について、この回答ですと、私が国の指針をあまり知らない状態で質問したのではないかと受け止められるので、誤解のないように説明します。この20年間、国あるいは国連は日本の入所施設のあり方の問題を指摘して、施設から地域移行するように方針を掲げて進めているのは私もよく承知しております。一方、区ではグループホームが重度心身障害者のための受け入れについて、日中活動支援型グループホームという新たな類型でつくっていく、という考えだと思います。小規模なグループホームをたくさんつくることもニーズがある限り必要だと思いますが、入所型の施設もやはり必要だと思っています。今190名の方が入所しているわけで、これを墨田区にいずれ全員地域移行させることのできるグループホームを設置するということなら理解するのですが、現実にはなかなか難しいですから、規模の大きな施設が区内に必要だ

と思います。重度心身障害者のグループホームを設置すると、日中活動のために生活介護とかの場も必要になってくるわけですが、その生活介護の場がすでに足りなくなっている現状もあります。なので、重度心身障害者のためのグループホームをつくと並行して、生活介護等の場もつくらなくてはいけないわけです。入所施設はある程度の規模も必要ですから、その中に生活介護のスペースも確保できますし、そういう観点から、最大3年の有期とはいえ必要という認識であることを、他の委員の方にも理解いただきたいと思います。こういった考えで23区はここ数年ずっと入所施設をつくり続けてきたわけです。港区などはつい2、3年前、南麻布の一等地につくりました。江東区も今年つくり、北区は現在、検討しています。入所施設がないのは墨田区と荒川区だけになるかと思います。墨田区の計画の内容だと完全に排除しているような印象を受けるので、当事者の方や団体の方が墨田区は施設整備はこれで充分だと納得できるまでは訴え続けていきたいと思います。国の考え方に基づくよりも、区の実情を踏まえて検討されるべきだという意見です。

#### ●事務局

ご指摘ありがとうございました。入所施設について、まず区の見解を申し上げますと、3つの論点があるかと思います。

1つ目は、入所施設をつくる上での規模の問題です。グループホームは15人程度の定員で運営されるのですが、入所施設は大体30人以上となりますので大きな土地が必要になること、また、基本的に期限が設定されるということです。

2点目については、グループホームに入る方は、夜の寝泊まりは施設内で、昼間は外に出て生活介護施設等で日中は活動するのですが、現在、身体障害における生活介護施設は、まだまだ区内に空きがありますので受け入れ先があります。一方で、知的障害の方の生活介護施設は、現在空きがなくなっている状況なので拡充が必要だという認識を持っています。

3点目については、重度の方を受け入れるためには入所施設でなければならないのではないかという議論なのですが、現在、令和8年3月を目指して開設しようとしている重度身体障害者向けのグループホームは、かなり重い状態の医療的ケアのある方でも受け入れるという前提で運営法人を選定いたしました。まずはそちらで受け入れ、少し先になってしまいますが、実際にどのくらいまでの状態の方に対応できるのかというところを評価しながら、今後の整備の在り方も検討できれば良いと考えています。

#### ●委員③

3点あります。入所支援の話なのですが、私は耳が聞こえないので、ろうの立場として発言します。

ろう者が会社に入社した後に就労が継続しているのかを知るために、離職率がどのく

らいなのか、辞めた原因は何なのか等を知りたいです。ろう者の中には、会社に入る方はたくさんいるのですが、辞める方もいて、続かないこともあります。国の方針が示されていて、障害者の法定雇用率が特殊法人では2.6%、国・地方公共団体でも2.6%、民間では2.3%という方針が決まっています。ろうが何パーセント、盲が何パーセント、身体が何パーセントなどというように分類してもらい、割合を教えてくださいたいと思います。公共機関などの施設で働くろう者を見たことがないです。この法定雇用率の、障害の割合に疑問を持ってしまうので、障害の種別によってどのくらいの雇用率になっているのかを教えてくださいたいと思っています。

2つ目、「子どもとその家族を支援する」という基本目標1です。ろう者の90%くらいは聞こえる両親から生まれています。逆に、ろう者の親から生まれる子どもの90%は聞こえる子どもです。どちらにしても生まれたときから我が子とのコミュニケーションに困難を抱えています。今すぐ支援が必要な、その困難に対する支援は全くありません。ろうの子どもは生まれてから毎日、手話で語りかけ、聞こえる子どもは生まれたときから音声で毎日語りかける必要があります。保育園に手話のできる職員が何人かいれば、そのどちらもの支援になって、園児にも、職員にも、保護者にも手話が広がっていくと思われま。現在の保育園の職員の中には、手話通訳者や手話講習会を修了したものが何人かおられます。その何人かを1か所の保育園に集めて、手話拠点型の保育園をつくってほしいです。将来的に区内すべての保育園に手話のできる職員がいることにつながっていくのではないかと思います。

3点目、グループホームに関してです。墨田区にはろう者のためのグループホームはありません。足立区にはあります。申し込みが多く待機しているという話を聞いています。墨田区に聴覚障害者専用のグループホームがなぜないのかということをお聞きしたいです。

## ●事務局

最初のご質問にありました聴覚障害のある方の職場への定着支援につきましては、私どもの定着の支援、あつたまろんの部署で行っております。また、聴覚に障害のある方に関しては手話通訳派遣事務所の生活支援のカテゴリの中でも一緒にあつたまろんから情報を得て常に連携して行うというかたちで、今も聴覚の障害がある方で一般企業にお勤めの方について支援をしております。離職率については、今、数字を持ち合わせておりませんが、離職理由については、コミュニケーションの問題で、直接離職に至る・至らないに限らずご本人が悩んだりという事例はやはりございます。ただ、こちらに関しましては、聴覚の障害をお持ちの方に限らず、コミュニケーションが問題になって離職につながるということは一般的にもございますので、会社様にも合理的配慮をお願いしながら、一緒に考えながら支援をしております。特段聴覚の方がコミュニケーションの他の問題で離職率が高いという印象は持っておりませんが、数字が算出できるか確認してみたいと思

います。

また、法定雇用率の障害別の数字も、手元にございませんが、国で出しているものがありましたら後ほどご回答させていただきます。

●委員③

国ではなくて墨田区の独自のものがあればということです。

●事務局

墨田区に限ってというようなものは公には、今、公表はされておられません。ただ、ハローワーク管轄の話でありますので、相談をして傾向を聞けたらと思います。他事業所にも相談中ですので、それはわかり次第お答えができたらと思います。墨田区で、今、オフィスサポーターという障害のある方が働いていただいています。その中に、現在は視覚障害のある方が一緒に働いて、チームで事務補助、シュレッダーの回収ですとか、そういったことで活躍されております。そちらも私どもあったまろんでご支援しています。

●事務局

2点目の手話を拠点とした保育園につきましては、今、保育園主管課の者がおりませんので後日確認して回答させていただきます。

3点目、聴覚障害、ろう者専門のグループホームにつきましても、現在は耳の聞こえない方が施設に入っている場合は手話でコミュニケーションをとる、もしくは筆記等でコミュニケーションをとりながら生活をされているかと思えます。先ほど、コミュニケーションの図りやすい施設もあるという情報もいただきましたので、今後研究させていただきたいと思えます。

●委員③

昔のことですが、前の福祉課長さんが、ろう者のためにシュレッダーを設置してくれました。ただ、内容はろう者の仕事としては合わないと思われ、知的障害の方にお譲りしたという経緯もあります。

●会長

他にご意見がありましたらお願いします。

●委員③

手話講習会について、毎年1年間に40回開催しておりますが、生徒の中には介護関係の仕事をしている人や、民生委員の人がいます。手話を教えている学習内容が介護関係の方の目的と合わないの、民生委員や介護施設関係者の方たちの専門的な講習会を立ち

上げてほしいと思います。手話を覚えていただけると嬉しいです。

#### ●事務局

現在、手話通訳者養成講座は墨田区の手話通訳者を登録するための講座でございます。養成講座を受講した方には、認定試験としまして全国手話通訳者の試験を受けていただきます。その試験を受かるための目的をもって実施しているものですので、特定の手話を習いたいということであれば、その試験に受かった後に独自の勉強をしていただくような流れとなります。

現在、講習会はすみだボランティアセンターが主催しており、初級・中級・上級というコースがございます。これは本当に初めて手話に携わるという方を少しずつ上級にレベルアップする講座でございます。こういった当事者の方のご意見もありましたということで社会福祉協議会の方へお伝えし、対応できるかどうか相談していきたいと思っております。

#### ●会長

民生委員が皆、手話ができれば理想的なことではありますが、民生委員は今、ますます人手不足でして、若いときに民生委員になるということがあまりありません。大体の方は仕事が65歳までなので、そのくらいから民生委員になる方が多く、それから手話を勉強するというのはとてもハードルが高いのです。コミュニケーション手段として筆談はいかがでしょうかと伺いましたが、筆談はできない方もいるので筆談で全部解決するわけではないというお話でした。民生委員の協議会の中では家庭訪問をするときにそういう方もいらっしゃるかもしれないということを想定して、プリントやメモを持って、どうして訪問したのかということを知ろう者の方にもわかってもらえるようにしてくださいというお願いをしています。全く策がなく、過ごしているわけではないということをご理解いただければと思います。

#### ●委員④

概要版の8ページ、基本目標「6 ユニバーサルシートの設置」について伺います。ユニバーサルシートを団体の方からも設置推進の要望が出ていることを承知しているのですが、真っ先に思い浮かぶのが公衆トイレになります。墨田区は統廃合するといったいろいろな意見もありますが、例えば、公衆トイレにユニバーサルシートの設置を推進する際には所管の道路公園課とどのような連携を取っていくのか、また、民間事業者に対してどのような普及啓発を想定しているのかをお聞かせいただければと思います。

#### ●事務局

公衆便所等へのユニバーサルシートの設置については障害者団体連合会さんからも正式なご要望をいただいております。所管する道路公園課と適宜協議しながら対応できるかど

うかを一緒に考えています。今の道路公園課からいただいている回答としては、限られた面積のトイレにおけるユニバーサルシートについては、スペース的な課題や、不適切な利用がされる可能性がある点からなかなか難しいという回答はいただいています。ただ、ユニバーサルシートの設置だけに限らず、誰でも利用しやすい公園をつくるという理念は、上位の理念として掲げていると聞いています。墨田区公園マスタープランという公園整備に関する計画を都市整備課で作成しており、障害部門でも求められている、誰でも利用されるユニバーサルな理念に基づく公園づくりを推進していくようです。

2点目の普及啓発については、公共施設については新しく建物を建てる際、例えば新保健施設についてはユニバーサルシートが設置されていますし、積極的に推進していきます。あと、民間の施設につきましては、例えば区報であるとか、バリアフリーに関する啓発ブックをつくっていますので、各種媒体を通じて普及啓発の強化を今しているところです。

●委員④

ユニバーサルシートと聞いても何かわからない方が大勢いらっしゃると思うので積極的に区としても発信の後押しをしていただけたらと思います。どうぞよろしく願います。

●事務局

承知しました。

●会長

本日は貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

●事務局

今後のスケジュールですが、パブリックコメントにつきましては墨田区議会定例会 12月議会で報告させていただきます、その後1か月程度行う予定でございます。今、皆さんに見ていただいております資料を基にご意見を頂戴したいと考えているところでございます。

本日は大変貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。これで議事を終了させていただきます。ありがとうございました。

3. 閉 会

以 上